

郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領

平成18年12月12日全部改正

平成20年2月29日一部改正

平成22年6月14日一部改正

平成25年10月29日一部改正

平成26年1月9日一部改正

平成27年4月1日全部改正

平成28年1月8日一部改正

平成29年12月28日一部改正

平成31年2月8日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項の規定に基づく保育所、認定こども園（保育部分に限る）、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育施設等」という。）の利用に係る調整（以下「利用調整」という。）並びに教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定における保育の必要性の認定に関し、郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所児童 保育施設等を現に利用している教育・保育給付認定子どもをいう。
- (2) 利用申請児童 保育施設等の利用申請に係る教育・保育給付認定子どもをいう。
- (3) 保育の必要性の事由 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号で定める事由をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(利用の開始日)

第3条 新たに保育施設等を利用する場合において利用開始の日（以下「利用開始日」という。）は、各月の初日とする。ただし、緊急その他やむを得ない場合又は事業所内保育事業所が従業員枠の利用を決定する場合はこの限りではない。

(利用の申請)

第4条 規則第16条の申請は、希望する利用開始日（以下「利用開始希望日」という。）の4か月前から前月の5日までに行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 3月1日を利用開始希望日とする場合 2月1日を利用開始希望日とする場合の申請の時

期と同一

(2) 4月1日を利用開始希望日とする場合 別に定める

2 前項本文に規定する申請の期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）に規定する市の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その直後の休日等でない日を申請の期限とする。

3 前2項の規定に関わらず、事業所内保育事業所が従業員枠の利用を決定する場合の利用の申請期日は当該事業所内保育事業所が決定するものとする。

（利用調整の保留）

第5条 利用調整の結果、保育の利用が保留となった場合においては、当該年度内に限り、引き続き利用調整の対象とすること（以下単に「空き待ち」という。）とする。

2 空き待ちの利用申請児童の利用開始希望日は、引き続き利用調整の対象とする期間の各月の初日とする。

（利用調整基準）

第6条 利用開始希望日時点で市内に居住する児童の利用調整を行うにあたっては、利用開始希望日を基準として保育の必要性を別表第1により点数化し、当該点数をもって優先順位付けを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、最も優先度が高いものとして優先順位付けを行うものとする。

(1) 虐待又はDVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合（里親委託が行われている場合を含む。）であって、保育の利用が必要である旨の報告又は通知を受けた児童

(2) 家庭での養育が困難又は適当ではない場合であって、保育の利用が必要である旨の報告又は通知を受けた児童

(3) 在所する認可保育施設が廃止又は休止することに伴い、止むを得ず転所する児童（ただし、入所する時点において当該施設が廃止又は休止となることが明らかであった場合は除く。）

2 他の市町村から委託協議を受け、利用開始希望日時点で市外に居住する児童の利用調整は、原則前項の利用調整を行った後に入所可能な施設において行うものとする。ただし、利用申請児童の保護者が郡山市の保育施設（認可外を含む）若しくは幼稚園に保育士、幼稚園教諭、保育教諭若しくは看護師（准看護師又は保健師を含む）として勤務している場合又は勤務予定の場合においては、前項の規定に準じて利用調整を行う。

3 利用調整において必要があるときは、利用申請児童及び教育・保育給付認定保護者との面接及び実地調査等を行うものとする。

4 4月入所にかかる利用調整に限っては、利用申請児童のうち小規模保育事業等施設を3歳満了で卒園する児童を他の利用申請児童に先んじて利用調整を実施するものとする。なお、本項における小規模保育事業等施設とは、対象年齢が2歳までの（満3歳を迎えた年度末で卒園となる）認可保育施設の全てを指すものとする。

（利用調整会議）

第7条 前条で定める基準を基礎として、保育施設等の年齢に応じた利用定員及び入所状況をふまえ、また面接等の内容を勘案して、利用調整会議において利用調整を行うものとする。

2 会議は、保育課長、保育課長補佐、保育認定係長及び担当者をもって構成する。その他、保育課長が必要に応じて指名した職員をもって構成する。

3 会議は非公開とする。

(教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の有効期間)

第8条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第8条及び第28条の5並びに規則第4条に基づき、保育の必要性の事由に応じて定める教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の有効期間は、別表第2のとおりとする。

(保育施設等の利用期間)

第9条 市長は、利用調整の結果に基づき、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で別表第3に掲げるとおり保育施設等の利用期間を設定する。

2 利用期間満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する教育・保育給付認定保護者は、当該利用期間が満了する月の15日まで（当該利用期間の満了する月が3月である場合には3月5日まで）に、規則第11条に定める教育・保育給付認定変更申請書又は規則第9条に定める教育・保育給付認定資格現況届に保育の必要性を証する書類を添えて提出しなければならない。

3 利用期間内において、次の各号のいずれかに該当するもののうち、現況確認を実施する期間以外に再度現況を確認する必要性が認められる教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定変更申請書又は教育・保育給付認定資格現況届に保育の必要性を証する書類を添えて提出しなければならない。

(1) 保育の必要性を証する書類と実態が異なる場合、または異なることが疑われる場合

(2) 正当な理由なく長期欠席が続く場合

(3) その他、保育の必要性を確認するために必要な場合

(保育の利用時間)

第10条 第8条に基づく保育の必要性の事由に応じて定める保育必要量（保育の利用時間）は、法施行規則第4条で定めるもののほか、別表第4のとおりとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成20年4月1日から適用する。

(施行期日等)

1 この要領は、平成22年6月14日から施行し、改正後の郡山市保育所入所事務取扱要領は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の要領の規定は、平成22年度以後の年度分の郡山市保育所入所事務取扱について適用し、平成21年度分までの郡山市入所事務取扱については、なお従前の例による。

(施行期日等)

この要領は平成26年1月9日から施行し、平成26年度保育所入所事務から適用する。

(施行期日等)

この要領は平成26年12月5日から施行し、平成27年度保育所入所事務から適用する。

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、平成27年4月1日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、平成26年度分までの郡山市入所事務取扱については従前の例による。

（施行期日）

この要領は平成28年1月8日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要領は平成29年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、平成30年4月1日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、平成29年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は平成31年2月8日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、平成31年4月1日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、平成30年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、令和4年4月1日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、令和3年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、令和6年4月1日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、令和5年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、令和 6 年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要領の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以降の保育施設等の利用調整及び保育の利用に関する事務取扱について適用し、令和 7 年度分までの事務取扱については、なお、従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

保育利用基準点数表

次のⅠからⅣまでを合計するものとする。同一点数に並んだ場合の順位表はⅤによる。

Ⅰ 保護者等の就労状況等

区分		父	母
（ 就 内 勤 労 職 務 ・ ・ 農 自 業 営 ） ・	1 月 1 4 0 時間以上	2 0 0	2 0 0
	1 月 1 1 0 時間以上 1 4 0 時間未満	1 8 0	1 8 0
	1 月 9 0 時間以上 1 1 0 時間未満	1 6 0	1 6 0
	1 月 8 0 時間以上 9 0 時間未満	1 4 0	1 4 0
	1 月 6 5 時間以上 8 0 時間未満	1 2 0	1 2 0
	1 月 5 2 時間以上 6 5 時間未満	1 0 0	1 0 0
	求 職 中	5 0	5 0
妊 娠 ・ 出 産		—	2 1 0
疾 病 等	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥	2 6 0	2 6 0
	週 1 回以上の通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が常時困難なとき	2 1 0	2 1 0
	週 1 回以上の通院加療を行い、週 4 日以下かつ 1 日 4 時間以下の安静が必要で保育が困難なとき	1 4 0	1 4 0
障 が い 等	心身に障がいを有し、常時臥床又はそれに相当すると認められるとき（身体障害者手帳 1 級及び療育手帳 A 又は精神手帳 1 級程度）	2 6 0	2 6 0
	心身に障がいを有し、保育が常時困難と認められるとき（身体障害者手帳 2 ・ 3 級及び療育手帳 B 又は精神手帳 2 ・ 3 級程度）	2 1 0	2 1 0
	心身に障がいを有し、保育が困難と認められるとき（身体障害者手帳 4 ～ 6 級程度）	1 4 0	1 4 0
介 護 ・ 看 護	児童の同居親族に疾病又は障がいのため日常生活全般に介護・看護を要する者があり、保育が常時困難（要介護認定 3 ～ 5 及び身体障害者手帳 1 級及び療育手帳 A 又は精神手帳 1 級程度）	1 9 5	1 9 5
	児童の同居親族に疾病又は障がいのため日常生活の一部に介助を要する者又は日常生活の支援を要する者があり、保育が困難（要介護認定 1 ・ 2 及び身体障害者手帳 2 ・ 3 級及び療育手帳 B 又は精神手帳 2 ・ 3 級程度）	1 5 5	1 5 5
	上記以外の介護及び付添（要支援認定 1 ・ 2 及び身体障害者手帳 4 ～ 6 級程度）	1 1 5	1 1 5
不 在（父母の離婚、死亡、別居、行方不明、未婚又はその他の理由による）		2 3 0	2 3 0

母子父子家庭（ひとり親で求職中又は就労しているが就労状況が上記の就労「1月 90時間以上110時間未満」以下の場合）	1 7 0	1 7 0
離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある者で、その事由が生じてからの期間	2か月以内	2 5 0
	4か月以内	2 4 0
	6か月以内	2 1 0
国又は公共団体が設置する職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等に通学する場合	2 0 0	2 0 0
天 災 火 災 等	3 0 0	3 0 0

備 考

- この表において複数の状況に該当する場合は、主たる要件の項目の点数を適用するものとする。
- この表において「就労（勤務・自営・内職・農業）」は、就労内定の場合も含む。ただし、利用開始希望日時点の就労の状況が未確定の場合は、「求職中」欄を適用するものとする。
- この表において「離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある者で、その事由が生じてからの期間」により点数化する場合には、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 規則第16条の規定により申請した利用開始希望日において、離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある場合 生活の激変が生じた事由の状況が変わらない限りは、規則第16条の規定により申請した利用開始希望日時点の点数を引き続き適用する。
 - 空き待ちの期間において離婚、配偶者の死亡又は生計中心者の自己都合によらない失業等による生活の激変を緩和する必要がある場合 生活の激変が生じた事由の状況が変わらない限りは、当該事由が生じて以降から直近の利用開始希望日時点の点数を引き続き適用する。
- 各事由の程度が判別不能又は疑義がある場合は各事由の最低点を適用するものとする。

Ⅱ 児童の世帯状況

満3歳に達する日以後の最初の3月31日までを対象年齢とする保育施設等を満了する入所児童（同時に利用申請をする入所児童の兄弟姉妹を含む）	2 5 0
出産、産前休暇、育児休業、児童の傷病その他やむを得ない事情により退所した児童の再入所（同時に利用申請をする当該児童の兄弟姉妹を含む）	2 0 0
就労による自立が可能で自立が期待できる生活保護世帯又は市民税非課税世帯	1 0
市民税所得割額が世帯合計48,600円未満の世帯	5
次のいずれかに該当する場合は当該点数とする	
(1) 兄弟姉妹同時申請（同年齢）	2 0 0
(2) 兄弟姉妹同時申請（異年齢）	1 6 0
(3) 兄弟姉妹在所中	1 6 0
(4) 別表第2に規定する保育の必要性の事由が疾病・障がい及び介護・看護、並びに父若しくは母又は両親が不在である場合（利用申請児童が1人の世帯に限る）	1 6 0
世帯内に18歳未満の子が複数いる場合（2人目から1人あたり）	1 0
兄弟姉妹が自宅で保育されているか又は幼稚園に入園している場合	- 3 0
利用申請児童を現に保育していた親族が看護・介護、疾病又は障がいその他の事由により保育できなくなった場合	3 0

同居の65歳未満の祖父母が求職中の場合は、保護者等の就労状況等による点数については父母のうち点数が低い方を50点とする	—
---	---

備 考

- 1 この表において「出産、産前休暇、育児休業、児童の傷病その他やむを得ない事情により退所した児童の再入所」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用するものとする。
 - (1) 母の出産、産前・産後休暇又は育児休業等により長期欠席又は自宅での保育を行うために入所児童が退所した場合
 - (2) 入所児童の傷病による長期療養により、当該入所児童が退所した場合
 - (3) その他、上記に類するものと認められる場合
- 2 この表において「兄弟姉妹が自宅で保育されているか又は幼稚園に入園している場合」とは、「兄弟姉妹が自宅で保育されている状況のまま利用申請児童のみ保育施設等の利用を希望する場合、または兄弟姉妹が幼稚園に入園している状況のまま利用申請児童のみ保育施設等の利用を希望する場合」をいい、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。
 - (1) 幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下同じ。）に入園している兄弟姉妹が施設等利用給付認定の2号認定を受けて幼稚園で預かり保育を受けている場合
 - (2) 幼稚園に入園している兄弟の3歳未満の弟妹について保育施設等を利用申請する場合（この場合において幼稚園の預かり保育利用の有無を問わない。）
 - (3) 兄弟姉妹が施設等利用給付認定の2号認定を受けて認可外保育施設利用、一時保育利用をしている場合
 - (4) 自宅で保育されている兄弟姉妹が看護を要する場合
 - (5) 兄弟の利用申請をしている保育施設等に弟妹が対象年齢に達しておらず、弟妹が自宅で保育されている場合
 - (6) その他、上記に類するものと認められる場合
- 3 この表において「市民税非課税世帯」及び「市民税所得割額が世帯合計48,600円未満の世帯」の判定は、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年郡山市規則第70号）第4条の規定により行うものとする。
- 4 この表において「同居の65歳未満の祖父母が求職中の場合」とは、利用申請児童と同居する祖父母が就労、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、就学のいずれにも該当しない場合をいい、利用開始希望日が属する年度の末日までに同居の祖父母が65歳に到達する場合には適用しない。

Ⅲ 児童の保育状況

育児休業等の父母が利用申請児童を保育している場合	30
施設等で利用申請児童が保育を受けている場合	10
市外別居家族が利用申請児童を保育している場合	8
同伴就労により利用申請児童を保育している場合	5

市内別居家族が利用申請児童を保育している場合	2
同居家族が利用申請児童を保育している場合	1

備 考

- 1 この表において「育児休業等」とは、産前休暇、産後休暇及び育児休業（ただし産後休暇取得後復職する場合又は入所翌月15日までに育児休業から復職する場合に限る。）をいい、育児を事由としない休暇又は休職は含まない。
- 2 この表において「施設等」とは、市内外を問わず、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、私立幼稚園、認可外保育施設のいずれかを利用している場合（一時保育利用も含む。）をいう。
- 3 この表において「同居家族が利用申請児童を保育している場合」には、次に掲げる場合を含む。
 - (1) 育児を事由としない休暇又は休職の場合
 - (2) 利用開始日の前月19日以前に育児休業等期間が終了し、自宅で保育している場合
 - (3) 利用開始日の前月19日以前に施設等利用を終了し、自宅で保育している場合

IV その他の事由

次に掲げる場合においては、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用申請児童の保護者が郡山市の保育施設（認可外を含む）若しくは幼稚園に保育士、幼稚園教諭、保育教諭若しくは看護師（准看護師又は保健師を含む）として勤務している場合又は勤務予定の場合 170 点を加える
- (2) 利用調整により決定した保育施設等の利用を辞退（家庭状況又は就労状況等の急な変更により、やむを得ないと認められる場合の辞退を除く）し、再度別な保育施設等の利用を申請する場合 辞退した利用開始希望日と同一年度の利用調整については 200 点を減ずる。
- (3) 兄弟姉妹同時申請において点数が異なる場合は、兄弟姉妹全員の点数を一番高い点数の児童に合わせるものとする。
- (4) その他、特別な事情を考慮する必要があると認める場合 100 点を限度として加算する。

V 同一点数の順位表

同一点数で並んだ場合において、利用調整会議で必要と認められる場合には、次に掲げる順位を考慮し利用調整を行うものとする。

1	現に認定こども園を1号認定で利用している入所児童が、同施設で2号認定での利用を希望している場合
---	---

2	利用申請児童の保護者が郡山市の認可保育施設に保育士、幼稚園教諭、保育教諭若しくは看護師（准看護師又は保健師を含む）として勤務している場合又は勤務予定の場合
3	利用申請児童の保護者が郡山市の認可外保育施設又は幼稚園に保育士若しくは看護師（准看護師又は保健師を含む）として勤務している場合又は勤務予定の場合
4	類型間の優先順位（①～⑩の順） ①災害復旧 ②疾病・障がい ③介護・看護 ④ひとり親 ⑤居宅外労働 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・居宅内労働の内定 ⑧就学 ⑨妊娠・出産 ⑩求職活動
5	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	経済的状況（教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者の市町村民税所得割合算額）
7	保育状況（育休復帰、育休延長の有無等）
8	当該施設の希望順位が高い世帯
9	空き待ちの期間が長い世帯
10	保育施設等に係る利用者負担額（保育料）の納付状況

別表第2（第8条関係）

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の有効期間

認定区分	保育の必要性の事由	有効期間
教育・保育給付認定（1号）、施設等利用給付認定（1号）	—	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間
教育・保育給付認定（2号）、施設等利用給付認定（2号）	(1) 就労	ア 就労状況を証する書類により雇用期間の定めがない場合及び雇用期間の更新が予定されている場合（月52時間以上の就労実績が確認できる場合） 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 イ 就労状況を証する書類により雇用期間の定めがある場合（月52時間以上の就労実績が確認できる場合） 効力発生日から当該雇用期間の終了日の属する月の翌月末日までの期間 ウ 就労状況を証する書類により月52時間以上の就労実績がない場合、又は就労状況の継続確認を必要とする場合 効力発生日から4月

		を経過する月の末日までの期間、又は4月以内で設定する期間
	以下の事由においては、効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間と次に掲げる期間のうちいずれか短い期間を有効期間とする。	
	(2) 妊娠・出産	出産予定日を基準に起算して8週間前に該当する日が属する月の初日以降の効力発生日から、出産予定日を基準に起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間（出産後においては、出産予定日は出産日をいう）
	(3) 疾病・障がい	ア 診断書で確認できる期間が、効力発生日から6月を超えない場合 効力発生日から診断書等で確認できる期間が属する月の末日までの期間 イ 診断書で確認できる期間が、効力発生日から6月を超える場合 効力発生日から6月を経過する日以降における9月末日又は3月末日までのいずれか早い期間 ウ 身体障害者手帳等で効力発生日を確認できる場合 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間 エ ア又はイの期間の満了後も引き続き疾病・障がいの事由による保育の必要性を有する場合には、ア又はイに掲げるとおりとする。
	(4) 介護・看護	ア 介護又は看護の対象となる同居親族の診断書等で確認できる期間が、効力発生日から6月を超えない期間の場合 効力発生日から診断書等で確認できる期間が属する月の末日までの期間 イ 介護又は看護の対象となる同居親族の診断書等で確認できる期間が、効力発生日から6月を超える場合 効力発生日から6月を経過する日以降における9月末日又は3月末日までのいずれか早い期間 ウ ア又はイの期間の満了後も引き続き介護・看護の事由による保育の必要性を有する場合には、ア又はイに次に掲げるとおりとする。
	(5) 災害復旧	効力発生日から災害復旧が終了する日の属する月の末日まで

	(6) 求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
	(7) 就学	効力発生日から就学の保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
	(8) 虐待・DV	効力発生日から虐待等による保育の必要性が終了する日が属する月の末日まで
	(9) 育児休業時の継続利用	ア 育児休業に係る弟妹の一歳に達する日が属する年度の翌年度に小学校に就学することとなる入所児童の場合 小学校就学の始期に達するまでの期間 イ 育児休業に係る弟妹の一歳に達する日が属する月の末日を超えない期間内において父母が育児休業を取得する場合 当該育児休業の取得期間が終了する日が属する月の末日 ウ 前号の場合において、やむを得ない事情により育児休業に係る弟妹の一歳に達する日が属する月を越えて育児休業を延長する場合 当該育児休業の延長期間が終了する日の属する月の末日
	(10) 市長が認める事由	翌年度に小学校に就学することとなる入所児童（教育・保育給付認定2号に限る）であって、当該年度の途中で(1)から(9)までの事由に応じた有効期間が満了後も引き続きいずれかの事由により保育の必要性を認める場合 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間
教育・保育給付認定（3号）	効力発生日から当該教育・保育給付認定子どもが満3歳に達する日の前日までの期間と教育・保育給付認定（2号）の認定事由に掲げる期間のうち、いずれか短い期間を有効期間とする。	
施設等利用給付認定（3号）	効力発生日から当該施設等利用給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間、施設等利用給付認定（2号）の認定事由に掲げる期間、又は施設等利用給付認定保護者が市町村民税非課税者に該当する月までの期間のうち、いずれか短い期間を有効期間とする。	

別表第3（第9条関係）
保育施設等の利用期間

施設区分	利用期間
教育・保育給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までを対象年齢とする保育施設等	教育・保育給付認定（2号、3号）の有効期間の範囲内で、利用開始日から次に掲げる日までのうち、いずれか短い期間 ア 教育・保育給付認定（2号、3号）の認定終了日 イ 保護者が希望する利用終了日 ウ 教育・保育給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日
教育・保育給付認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間対象年齢とする保育施設等	教育・保育給付認定（2号、3号）の有効期間の範囲内で、利用開始日から次に掲げる日までのうち、いずれか短い期間 ア 教育・保育給付認定（2号、3号）の認定終了日 イ 保護者が希望する利用終了日

別表第4（第10条関係）

保育の必要性の事由に応じて定める保育必要量（保育の利用時間）

認定区分	保育の必要性の事由	保育必要量（保育の利用時間）
教育・保育給付認定（2号及び3号）	(1) 就労	ア 就労状況を証明する書類により確認できる1か月の就労時間が120時間以上の場合 標準時間 イ 就労状況を証明する書類により確認できる1か月の就労時間が120時間未満の場合 短時間 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、標準時間とすることができる。 (1) 1日の就労時間が通勤時間等も含めて8時間以上となるような就労を常態としている場合 (2) シフト制の勤務体系等により施設が設定する利用時間帯を超えて利用せざるを得ないことが常態と認められる場合 (3) その他、標準時間とすることが相応しい特段の事情が認められる場合
	(2) 妊娠・出産	標準時間
	(3) 疾病・障がい	
	(4) 介護・看護	

	(5) 災害復旧	
	(6) 求職活動	短時間
	(7) 就学	標準時間
	(8) 虐待・DV	
	(9) 育児休業時の 継続利用	短時間
	(10) 市長が認める 事由	

備 考

- 1 この表において標準時間とは、1日当たり11時間までの保育の利用とする。
- 2 この表において短時間とは、1日当たり8時間までの保育の利用とする。
- 3 この表において標準時間に該当する要件であっても、保護者が短時間を希望する場合に限っては、保育必要量を短時間とすることができる。